

鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月17日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

岩切秀雄

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規則第1号

鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第18条の2」に改める。

第3章中第18条の次に次の1条を加える。

（傷病手当金の申請）

第18条の2 条例第2条の2第1項の規定により傷病手当金の支給を受けようとするものは、広域連合が別に定める様式に被保険者証及び事業主からの証明書等の書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年条例第3号）附則に規定する規則で定める日は、令和2年9月30日とする。